

DVD「あさひかわの除雪」貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、DVD「あさひかわの除雪」(以下「DVD」という。)の映像を通して、市民が除排雪の基準や作業方法、冬期間におけるルールやマナーを学ぶことにより、雪対策に関心を持ち、交通事故の防止や安全で快適なまちづくりへの意識を高めることを目的とする。

(対象)

第2条 DVDの貸出しを受けることができる者は、市民、町内会、市民委員会、その他市内の団体とする。

(貸出期間)

第3条 DVDの貸出期間は、原則、貸出日を含め7日以内とする。ただし、貸出期間の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

2 前項の貸出期間については、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出枚数)

第4条 DVDの貸出枚数は、原則1枚とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 DVDの貸出料は無料とする。

(申請)

第6条 DVDの貸出しを受けようとする者は、旭川市土木事業所に貸出申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請の内容を審査し、適正と認めるときは、貸出通知書(様式第2号)を発行するものとする。

(借受け及び返却)

第8条 DVDの借受け及び返却は、前条の決定を受けた者(以下「使用者」という。)自らが行うものとする。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、DVDを返却するまでの期間において、善良なる注意をもって管理するほか、DVDの使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 他に譲渡し、又は複製・転貸をしないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。
- (4) 期日までに指定された場所に返却すること。

(貸出しの取消し)

第 10 条 市長は、使用者が前条の規定に違反したときは、DVDの貸出しを取り消し、返却させることができる。

(損傷又は滅失)

第 11 条 使用者は、DVDを損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(その他)

第 12 条 その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

平成 年 月 日

DVD「あさひかわの除雪」貸出申請書

(宛先)旭川市長

(申請者) 所在地

氏名(団体名)

使用者氏名

電話番号

次のとおり、DVDを使用したいので、申請します。

使用者	1. 個人 2. 町内会 3. 市民委員会 4. 事業者 5. その他()
貸出日	平成 年 月 日 () ※旭川市記入欄
返却予定日	平成 年 月 日 () ※旭川市記入欄
返却日	平成 年 月 日 () ※旭川市記入欄

上記のとおり承認する。(平成 年 月 日)

雪対策 担当課長	主幹	補佐	係長	主査	係

様式第2号

DVD「あさひかわの除雪」貸出通知書

貸 出 日 平成 年 月 日 ()

返 却 予 定 日 平成 年 月 日 ()
(返 却 期 日)

返 却 場 所 旭川市東旭川町下兵村6番地の2
旭川市土木事業所(雪対策担当) ☎ 36-2244

注意事項

- ・DVDは、使用者自らが期日までに返却場所へ必ず返却してください。
- ・DVDは、開庁日の8:45から17:15までに返却してください。
- ・DVDは他に譲渡又は複製・転貸をしないでください。
- ・営利目的に使用しないでください。
- ・DVDを損傷し、又は滅失したときは、速やかに返却場所に連絡(☎36-2244)してください。
- ・DVDを損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- ・注意事項に違反したときは、貸出しを取消し、返却していただく場合があります。

【受付者】

平成 年 月 日

旭川市土木事業所(雪対策担当)

印